

I. 学校法人会計基準について

私立学校の教育条件の維持及び向上・学生等の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために「私立大学等経常費補助金」が創設されました。その補助金の適正な配分と効果および学校法人会計の標準化のために昭和 46 年「学校法人会計基準」が制定されました。学校法人会計基準は、制定以来 50 年が経過する中で、基本金制度等、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また、補助金の配分の基礎となるものとして、広く学校法人の会計実務に定着してきたものです。この 50 年の間、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、学校法人会計基準も改正を重ねています。

II. 学校法人会計の特徴及び企業会計との違い等について

学校法人は、その事業目的において公共性が高いため、企業のように営利を追求するものではなく、教育研究活動を遂行することを目的とし、その活動の継続性と健全性が求められます。そのため、企業会計とは異なる独自の会計形態をとっており、文部科学大臣の定める「学校法人会計基準」に従い、会計処理及び計算書類を作成し、提出が義務付けられています。一方、企業会計は、その年度の収益と費用を正しくとらえ、事業状況を明確にし、収益力を高めることを目的としています。

	学校法人会計	企業会計
事業目的	教育研究活動	経済活動（利益の追求）
会計処理の指針	学校法人会計基準	企業会計原則
計算書類	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表
基本的財産	基本金（自己所有資産）	資本金（株主出資等）
利害関係者	学生生徒・その保護者 教職員・取引先・地域社会 所轄庁など	株主・債権者など
利益処分（配当等）	なし	あり

Ⅲ. 計算書類の種類について

1. 資金収支計算書

当該会計年度に行った諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、支払資金の顛末を明らかにするものです。

「資金」とは、現預金のことを指し、資金収入は現預金の増加、資金支出は現預金の減少のことで、資金収支計算書は現預金の動きとその内容を表している計算書といえます。

企業会計の「キャッシュフロー計算書」に似た性格を持つ計算書で、前年度から繰り越された支払資金をもとに、当年度の収支の結果、次年度に繰り越される支払資金が確定する体系になっています。

2. 活動区分資金収支計算書

当該会計年度に生じた全ての資金と収入と支出の内容を示す「資金収支計算」に基づき、資金の流れを〈教育活動〉〈施設整備等活動〉〈その他の活動〉の三つの活動区分別に表示し、各区分のキャッシュフローを明確にすることを目的とした計算書です。

3. 事業活動収支計算書

経常的な収支のバランスと臨時的な収支のバランスを区分して表示。経常的な収支についてはさらに〈教育活動収支〉と〈教育活動外収支〉の二つに分けています。〈教育活動収支〉は、学生生徒等納付金や人件費、教育研究経費など、本業の教育活動における経常的な収支を示し、受取利息・配当金や借入金等利息のような財務的な活動は〈教育活動外収支〉に含まれます。

〈特別収支〉は、施設設備補助金や資産処分差額など、一時的に発生した臨時的な収支を示します。

また、基本金組入後の収支差額である当年度収支差額に加えて、毎年度の収支のバランスや基本金組入れの余力を見るため、基本金組入前当年度収支差額と表示しています。

4. 貸借対照表

当該年度末に保持する資産・負債・自己資金（基本金・繰越収支差額）の状況を表し、法人の財政状態を表します。

資金収支・活動区分資金収支・事業活動収支計算書が単年度の収支状況を表すのに対し、貸借対照表は法人発足当時から当該会計年度末までの積み重ねの結果を表しているものです。

貸借対照表の左側を借方・右側を貸方といい、借方は資産の部、貸方は負債の部・基本金の部・繰越収支差額の部で構成されています。借方と貸方は必ず一致することから、貸借対照表はバランスシート（B/S）とも呼ばれています。

IV. 各計算書類の科目について

資金収支計算書

当該会計年度の教育研究活動以外も含む全ての諸活動に伴う収入と支出の内容を明らかにする計算書です。

収入の部

大科目	小科目	科 目 別 処 理 事 項
学生生徒等納付金収入		学則に定められている納付金をいう ・当年度の納付金として実際に収入のあった金額を計上する ・当年度分の納付金の前年度受入分については、期首に貸借対照表科目の「前受金」から振替計上するとともに同額を資金収入調整勘定の「前期末前受金(△)」に計上する ・次年度分の納付金の当年度受入額は、前受金収入の各科目に区分計上するとともに貸借対照表科目の「前受金」に同額を計上する
	授業料収入	授業料収入、聴講料、科目履修費を含む
	入学金収入	入学試験合格者より入学手続時に徴収する収入をいう
	実験実習料収入	実験実習の費用として徴収する収入をいう
	施設設備資金収入	施設設備の拡充等のために徴収する収入をいう
手数料収入	入学検定料収入	入学試験、編入試験のために徴収する収入をいう
	試験料収入	再試験料、再実習料、各種セミナー受講料等収入をいう
	証明手数料収入	在学証明、成績証明、卒業証明等の証明書発行手数料をいう
寄付金収入	特別寄付金収入	用途指定のある寄付金のうち、施設設備寄付金以外の寄付金収入をいう
	一般寄付金収入	上記以外の用途指定のない寄付金収入をいう
補助金収入	国庫補助金収入	国及び日本私立学校振興・共済事業団からの施設設備以外の補助金収入をいう
	地方公共団体補助金収入	県、市からの施設設備以外の補助金収入をいう
資産売却収入	土地売却収入	土地を売却した収入をいう
	建物売却収入	建物を売却した収入をいう
	構築物売却収入	構築物を売却した収入をいう
	教育研究用機器備品売却収入	教育研究用機器備品を売却した収入をいう
	管理用機器備品売却収入	管理用機器備品を売却した収入をいう
	車両売却収入	車両を売却した収入をいう
	有価証券売却収入	有価証券の売却、もしくは満期償還した際の証券会社からの収入をいう
付随事業・収益事業収入	補助活動収入	教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう（寮費・駐車場代など）
	その他事業収入	収益部門の窓口入金、自動販売機手数料、敷地料などの収入をいう
	受託事業収入	外部との業務委託契約に基づく収入をいう
	収益事業収入	寄附行為で定める「収益事業部門」からの繰入金収入をいう
受取利息・配当金収入	その他の受取利息・配当金収入	預金利息、有価証券利息・配当金等の収入をいう
雑収入	施設設備利用料収入	所有する有形固定資産の賃貸による収入をいう（校舎、グラウンド、設備等）
	為替差益収入	外貨預金等にかかる為替相場の変動による差益等の収入をいう
	その他の雑収入	委託業者からの販売手数料、入学検定料収入の内未受験者分、雇用促進助成金等の収入をいう
	過年度修正収入	前年度以前に計上した収入または支出の修正額で当年度の収入をいう

大科目	小科目	科目別処理事項
借入金等収入		
前受金収入		翌年度入学の学生に係る学生生徒等納付金収入、その他の前受金収入をいう
	授業料前受金収入	当年度に収納された次年度に属する授業料収入をいう
	入学金前受金収入	当年度に収納された次年度に属する入学金収入をいう
	実験実習料前受金収入	当年度に収納された次年度に属する実験実習料収入をいう
	施設設備資金前受金収入	当年度に収納された次年度に属する施設設備資金収入をいう
	補助活動収入前受金収入	当年度に収納された次年度に属する補助活動費収入をいう
その他の収入		上記の各収入以外の収入をいう
	前期末未収入金収入	前年度末未収入金に計上されたもので当該年度に収納された収入をいう
	長期貸付金回収収入	貸付金回収収入をいう
	預り金受入収入	所得税、住民税等の預り金をいう（純額表示とする。）
	収益事業元入金回収収入	
	敷金回収収入	敷金回収収入をいう
	仮払金回収収入	仮払金回収収入をいう
	立替金回収収入	立替金回収収入をいう
	仮受金受入収入	仮受金収入をいう
資金収入調整勘定	期末未収入金	学生納付金、補助金等の当年度末収入金額をいう
	前期末前受金	当年度に属する収入ですでに前年度において収納された収入金額をいう
前年度繰越支払資金		前年度末繰越支払資金をいう（前年度末現金預金残高）

支出の部

大科目	小科目	科目別処理事項
人件費支出	教員人件費支出	教員（学長、学校長、学院長を含む。以下同じ。）に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう
	職員人件費支出	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう
	役員報酬支出	役員に支払う報酬をいう
	退職金支出	退職者に支払う退職手当をいう
教育研究経費支出		教育研究のために支出する経費（学生を募集するために支出する経費を除く）をいう
	消耗品費支出	教材、事務用品、10万円未満の備品などをいう
	光熱水費支出	電気料金、水道料金、ガス料金、白灯油代などをいう
	旅費交通費支出	教員の移動交通費・研修参加交通費、出張に係る費用（宿泊費、日当、タクシー代を含む）、公用車ガソリン代などをいう
	奨学費支出	支給又は減免した奨学金をいう（貸与した奨学金を除く）
	福利費支出	学生の健康診断料及び保健衛生用消耗品に係る費用、学生に係る団体渉外保険料、弁当販売手数料、教員の貸与被服費等をいう。
	通信運搬費支出	郵便料、電話料、ネット回線料、物品の運搬料等をいう
	印刷製本費支出	学生便覧、シラバス、その他製本代をいう
	出版物費支出	図書に該当しない書籍をいう

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
教育研究経費支出	修繕費支出	施設設備の修繕または修繕用資材の購入費用をいう
	損害保険料支出	火災保険、自動車保険、学生旅行保険等の保険料をいう
	賃借料支出	施設設備等の借用料をいう (家賃、備品リース料、公用車、施設設備借用料等)
	公租公課支出	収入印紙、租税その他の賦課金をいう
	諸会費支出	加盟団体等に対する年会費等をいう(学会費、協議会会費等)
	報酬・委託・手数料支出	施設設備の保守料、清掃料、教員向けセミナー等講師委託料、謝礼金等をいう
	行事費支出	入学式、卒業式、戴帽式、スポーツ大会、ＢＢＱ会等に係る費用をいう
	生徒活動補助費支出	生徒会、クラブ活動等の自主的な活動に対する補助金をいう
	実習謝礼金支出	学外実習に対する謝礼金をいう
	実習経費支出	実習に係る教材、事務用品、光熱費、実習引率交通費など実習に係る費用をいう
	研究研修費支出	学会参加費、研修受講料等研修に係る経費等をいう
	雑費支出	就職説明会など就職に係る移動費、書類廃棄料、振込手数料など前記の科目に該当しない経費をいう
管理経費支出		教育研究経費以外に支出する経費をいう
	消耗品費支出	教材、事務用品、10万円未満の備品などをいう
	光熱水費支出	電気料金、水道料金、ガス料金、白灯油代などをいう
	旅費交通費支出	職員の移動交通費・研修参加交通費、出張に係る費用(宿泊費、日当、タクシー代を含む)、公用車ガソリン代などをいう
	福利費支出	教職員の定期健康診断料、教職員の慶弔、職員の貸与被服費等をいう(所定福利費を除く)
	通信運搬費支出	郵便料、電話料、物品の運搬料等をいう。
	印刷製本費支出	製本に係る費用をいう
	出版物費支出	図書に該当しない書籍をいう
	修繕費支出	施設設備・管理用機器備品の修繕または修繕用資材の購入費用をいう
	損害保険料支出	火災保険、自動車保険、旅行保険等の保険料をいう
	賃借料支出	施設設備等の借用料をいう (家賃、備品リース料、公用車等)
	公租公課支出	収入印紙、租税その他の賦課金をいう
	諸会費支出	加盟団体などに対する年会費等をいう(防火管理協会会費等)
	会議費支出	会議に伴う茶菓子・食事代、理事会お茶代、来客用茶菓子代等をいう ただし、金額が僅少な場合に限る
	報酬・委託・手数料支出	公認会計士・税理士等への報酬、清掃料、施設整備の保守料等をいう
	広報費支出	学生の募集等に要する広告宣伝費、広報用品代等をいう
	渉外費支出	手土産菓子代、自校外への慶弔に係る費用などをいう
	研究研修費支出	研修受講料等研修に係る経費等をいう
	補助活動仕入支出	教育活動に付随する活動に係る事業の支出をいう(寮経費等)
	寄付金費支出	
	為替差損支出	外貨預金等にかかる為替相場の変動による差損をいう
	雑費支出	前記のいずれの科目にも該当しない経費をいう

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
借入金等利息支出		借入金等に係る利息等をいう
借入金等返済支出		借入金等の返済による支出をいう
施設関係支出		年度末に固定資産へ振替処理を行う。
	土地支出	土地所得に係る支出（取得費、仲介手数料、測量費、造成費等を含む）をいう
	建物支出	建物取得に係る支出 （建物に付属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含む）をいう
	構築物支出	排水設備、塀、舗装等の土木設備又は工作物のための支出をいう
	建設仮勘定支出	建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう
	施設利用権支出	上下水道等の引込工事の利用料分担金をいう
設備関係支出		年度末に固定資産へ振替処理を行う。
	教育研究用機器備品支出	教育研究用の機器備品（少額重要資産を含む）で その価額が10万円以上のものの取得のための支出をいう
	管理用機器備品支出	教育研究以外の機器備品でその価額が10万円以上のものの 取得のための支出をいう
	図書支出	図書、学術雑誌等をいう
	ソフトウェア支出	ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう
	車両支出	公用車（リースの場合は、300万円以上の車両）をいう
資産運用支出		年度末に固定資産へ振替処理を行う
	有価証券購入支出	有価証券の購入額をいう
	退職給与引当特定資産繰入支出	将来の退職金支払いに備えるために留保している資金をいう
その他の支出	敷金支払支出	賃貸契約において貸主に担保として預ける支払額をいう
	前期末未払金支払支出	前期末未払金の当期支払額をいう
	預り金支払支出	前期末預り金の当期支払額をいう
	前払金支払支出	翌年度以降に支払期日の到来するものの当期支払額をいう
	仮払金支払支出	仮払金支出をいう
	立替金支払支出	一時的に立て替えて支払った支払額をいう
〔予備費〕		
資金支出調整勘定	期末未払金	当年度発生の未払金をいう
	前期末前払金	前年度に前払いした金額をいう
翌年度繰越支払資金		次年度への繰越支払資金をいう（当期末の現金預金残高）

事業活動収支計算書

当該会計年度の活動に対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにする計算書です

教育活動収支

事業活動収入の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
学生生徒等納付金		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	授業料	
	入学金	
	実験実習料	
	施設設備資金	
手数料		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	入学検定料	
	試験料	
	証明手数料	
寄付金		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	特別寄付金	用途指定のある寄付金のうち、施設設備以外の寄付金をいう
	一般寄付金	用途指定のない寄付金をいう
	現物寄付	施設設備以外の現物寄付をいう
経常費等補助金	国庫補助金	国及び日本私立学校振興・共済事業団からの補助金のうち施設設備補助金以外の補助金をいう
	地方公共団体補助金	県、市からの補助金のうち施設設備補助金以外の補助金をいう
付随事業収入		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	補助活動収入	
	その他事業収入	
	受託事業収入	
	収益事業収入	
雑収入		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	施設設備利用料	
	退職給与引当金戻入額	不要となった引当金を減額し戻入れる額をいう
	徴収不能引当金戻入額	回収等により不要となった引当金を減額し戻入れる額をいう
	その他の雑収入	

事業活動支出の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
人件費		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	教員人件費	
	職員人件費	
	役員報酬	
	退職給与引当金繰入額	退職給与引当金繰入額をいう
	退職金	当年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を計上する

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
教育研究経費		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	消耗品費	
	光熱水費	
	旅費交通費	
	奨学費	
	福利費	
	通信運搬費	
	印刷製本費	
	出版物費	
	修繕費	
	損害保険料	
	賃借料	
	公租公課	
	諸会費	
	報酬・委託・手数料	
	行事費	
	生徒活動補助費	
	実習謝礼金	
	実習経費	
	研究研修費	
	減価償却額	教育研究用に供される有形固定資産の減価償却額をいう
	雑費	
管理経費		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	消耗品費	
	光熱水費	
	旅費交通費	
	福利費	
	通信運搬費	
	印刷製本費	
	出版物費	
	修繕費	
	損害保険料	
	賃借料	
	公租公課	
	諸会費	
	会議費	
	報酬・委託・手数料	

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
管理経費	広報費	
	渉外費	
	研究研修費	
	補助活動収入原価	
	寄付金費	
	減価償却額	管理用に供される有形固定資産の減価償却額をいう
	雑費	
徴収不能額等		
	徴収不能引当金繰入額	回収不能額を見積もった引当金額をいう

教育活動外収支

事業活動収入の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
受取利息・配当金	その他の受取利息・配当金	(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
その他の教育活動外収入		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	その他事業収入	
	為替差益	

事業活動支出の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
借入金等利息		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
その他の教育活動外支出		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
	その他事業支出	
	為替差損	

特別収支

事業活動収入の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
		(特に記載のないものは資金収支計算書科目に同じ)
資産売却差額	～売却差額	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう
その他の特別収入	施設設備寄付金	施設設備の拡充等のための寄付金をいう
	現物寄付	施設設備の受贈額をいう
	施設設備補助金	施設設備の拡充等のための補助金をいう
	過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるものをいう

事業活動支出の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
資産処分差額	～処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額(除却損又は廃棄損を含む)をいう
その他の特別支出		
	過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるものをいう
〔予備費〕		
基本金組入額合計		当年度発生の1号から4号までの基本金組入額をいう
翌年度繰越収支差額		事業活動収入より事業活動支出を差し引いた額から、基本金組入額を差し引いた額をいう

貸借対照表

当該会計年度末における資産及び負債、純資産(基本金・繰越収支差額)を把握し、財政状態を表す計算書です。

資産の部

科目		科目別処理事項
大科目	小科目	
固定資産	有形固定資産	貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう
	土地	土地の取得価額をいう
	建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む
	構築物	競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう
	教育研究用機器備品	標本及び模型を含む
	管理用機器備品	
	図書	
	車両	
	建設仮勘定	建設中又は制作中の有形固定資産をいい、工事前受金、手付金等を含む
	減価償却累計額	
	特定資産	
	退職給与引当特定資産	将来の退職金支払いに備えるために留保している資金をいう
	その他の固定資産	
	施設利用権	
	電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう
	有価証券	長期に保有する有価証券をいう
	収益事業元入金	収益事業部門に対する元入金
	長期貸付金	
	敷金	
	保険積立金	
	差入保証金	
	減価償却累計額	
流動資産	現金預金	
	未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう
	仮払金	
	立替金	
	前払金	

負債の部

科目		科目別処理事項
大科目	小科目	
固定負債		その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう
	退職給与引当金	退職給与規定等による計算に基づく退職給与引当額をいう
	長期未払金	その期限が貸借対照表日後1年をこえて到来するものをいう
流動負債		その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう
	未払金	
	前受金	
	預り金	一時的に受け入れるもので、実習に係る費用やガス費用など、他に支払うべき金額を学校法人が受け入れるものをいう。教職員の源泉所得税、社会保険料等を含む
	仮受金	

純資産の部

科目		科目別処理事項
大科目	小科目	
基本金	第1号基本金	教育充実向上のために取得した固定資産の価額を組入れ対象とする基本金
	第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として別に定める文部科学大臣の定める額を組入れ対象とする基本金
繰越収支差額	翌年度繰越収支差額	

V. 監査について

学校法人巨樹の会は、誤謬、脱漏の防止、経営効率の向上を図ること、学校法人の公共性及び運営の適正性を確保するために、監事による監査、内部監査、会計監査人監査を実施しています。

1. 監事監査

・私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人巨樹の会寄附行為第 29 条の規程に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、その実態を正確に把握し、評価結果に基づき必要に応じて提言等を行うことにより、業務の効率化、財務会計の適正化及び過誤、不正の防止に役立たせ、もって法人の健全な発展に資することを目的として下記監査を実施しています。

① 業務の監査

・法人の業務が、法令・寄附行為などに準拠して執行されているかを監査するとともに、教学に関する取り組みが適正に行われているかの監査をしています。

② 財産の状況の監査

・法人の会計業務が、学校法人会計基準及び経理規程に準拠して会計記録に適性に反映されているかを検証するとともに、予算の執行状況について効率・効果の観点から監査をしています。

③ 理事の職務執行状況の監査

・理事の職務執行状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が生ずるおそれがないかの監査をしています。

2. 内部監査

・法人の業務・会計及びシステムの状況について、法令及び法人諸規程並びに社会規範等に則り適正に遂行されているかを、公正かつ客観的な立場で調査及び評価し、業務の適正化、効率化及び教職員の業務に関する意識の向上を図り、健全なる発展に資することを目的として下記監査を実施しています。

① 業務監査

・法人の業務が、法令及び法人諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、組織運営及び業務管理のあり方の観点から監査をしています。

② 会計監査

・法人の会計処理及び関連業務が、法令及び法人諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、会計上の観点から監査をしています。

③ システム監査

・法人の業務で使用しているシステムが法令及び法人諸規程等に準拠して、適正かつ効率的に運用されているかを検証するとともに、システムの信頼性、安全性及び効率化の観点から監査をしています。

3. 会計監査人監査

・私立学校振興助成法第 14 条第 3 項及び学校法人巨樹の会寄附行為第 56 条の規程に基づき、独立の立場から、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)及び経理規程に準拠して、会計年度の経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に会計処理が行われ、計算書類が作成されているかに対する意見を表明されることを目的として監査を実施しています。

① 期中監査

・法人の会計業務プロセス・会計書類及びシステムの状況について、学校法人会計基準及び経理規程に従って作成されているか、様々なリスクを想定し、書類監査及び面談による監査をしています。

② 期末監査

・法人の計算書類、すなわち資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について、学校法人会計基準及び経理規程に従って作成されているかを監査しています。

4. 監査の連携について

・監事は財産の状況を監査するにあたって、会計監査人からの報告を求めるとともに、必要に応じ会計監査人に対し、専門的事項の調査を委任することができます。また、監事並びに会計監査人から要請を受けた場合に、内部監査室長は監査結果を報告するなど、それぞれの監査機関に必要が生じた時には連携をとっています。